

静岡県告示第114号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定に基づき、太田川漁業協同組合（内共第20号）第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定に基づき次のとおり変更内容を告示する。

平成30年2月27日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 漁業権者の名称及び所在地
太田川漁業協同組合 静岡県周智郡森町問詰1115-1
- 2 漁業権の免許番号
内共第20号
- 3 変更の内容
別表のとおり
- 4 遊漁規則施行の日
平成30年3月1日

別表

新					旧				
(漁具、漁法の制限) 第3条 次の表のア欄に掲げる遊漁はそれぞれイ欄の遊漁の方法により、ウ欄の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければならない。					(漁具、漁法の制限) 第3条 次の表のア欄に掲げる遊漁はそれぞれイ欄の遊漁の方法により、ウ欄の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければならない。				
ア 魚種	イ 漁法	ウ 規模	エ 区域	オ 期間	ア 魚種	イ 漁法	ウ 規模	エ 区域	オ 期間
あゆ漁業	友釣	(略)	<u>吉川の蔵雲橋及び三倉川の元開橋より下流の全区域</u>	6月1日 ～ 12月31日	あゆ漁業	友釣	(略)	<u>吉川(蔵雲橋)三倉川(元開橋)より下流の区域</u>	6月1日 ～ 12月31日
			<u>吉川の蔵雲橋及び三倉川の元開橋より上流の全区域(特別区(棕地川の炭焼の杜・明ヶ島キャンプ場事務所上流2.0kmに漁協が設置した看板から同事務所下流1.5kmに漁協が設置した看板までの区域をいう。以下同じ。)を除く。)</u>	6月25日 ～ 12月31日				<u>吉川(蔵雲橋)三倉川(元開橋)より上流の区域</u>	6月25日 ～ 12月31日

	石川釣（どぶ釣） 餌釣	(略)	吉川の蔵雲橋及び三倉川の元開橋より下流の全区域 吉川の蔵雲橋及び三倉川の元開橋より上流の全区域（特別区を除く。）	6月1日～ 12月31日 8月1日～ 12月31日		石川釣（どぶ釣） 餌釣	(略) (略)	吉川(蔵雲橋)三倉川(元開橋)より下流の区域 吉川(蔵雲橋)三倉川(元開橋)より上流の区域	6月1日～ 12月31日 8月1日～ 12月31日
うなぎ漁業	餌釣 ウゲ 置針	(略)	吉川の蔵雲橋及び三倉川の元開橋より下流の全区域 吉川の蔵雲橋及び三倉川の元開橋より上流の全区域（特別区を除く。）	6月1日～ 9月30日 6月25日～ 9月30日	うなぎ漁業	餌釣 ウゲ 置針	(略)	吉川(蔵雲橋)三倉川(元開橋)より下流の区域 吉川(蔵雲橋)三倉川(元開橋)より上流の区域	6月1日～ 9月30日 6月25日～ 9月30日
あまご漁業	餌釣 和式毛針(テンカラ) フライフィッシング 和式毛針(テンカラ) ^(注1)	針は2本以内とする。	全区域（特別区を除く。） 特別区 ^(注2)	3月1日～ 9月30日	あまご漁業	餌釣 和式毛針(テンカラ) (追加)	針は2本以内とする。	全区域 (追加)	3月1日～ 9月30日 (追加)
おいかわ漁業	餌釣 流し毛針釣	(略)	全区域（特別区を除く。）	1月1日～ 12月31日	おいかわ漁業	餌釣 流し毛針釣	(略)	全区域	1月1日～ 12月31日
(注1) 特別区において、採捕したあまごは所持せずその場で再放流（キャッチアンドリリース）しなければならない。					(追加)				

(注2) 特別区は、看板及びロープにて4区画(A、B、C、D)に区分し、1日当たり1区画当たり1グループのみ遊漁を行うことができる。

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 第2条の規定により、組合が定め公示する場所において納付するときの遊漁料は次表のとおりとする。ただし遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は次表の遊漁料に500円を付加して得た額とする。

魚種	区域	漁具・漁法	遊漁料	
			1日	1年
あゆ	全区域 (特別区を除く。)	(略)	(略)	(略)
うなぎ	全区域 (特別区を除く。)	(略)		
あまご	全区域 (特別区を除く。)	(略)		
	特別区	フライフィッシング 和式毛針(テンカラ)	3,500円	
おいかわ	全区域 (特別区を除く。)	(略)	(略)	(略)

2 (略)

3 第5条に基づく釣大会等における大会遊漁料は本条第1項及び第

(追加)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 第2条の規定により、組合が定め公示する場所において納付するときの遊漁料は次表のとおりとする。ただし遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は次表の遊漁料に500円を付加して得た額とする。

魚種	区域	漁具・漁法	遊漁料	
			1日	1年
あゆ	全区域	(略)	(略)	(略)
うなぎ	全区域	(略)		
あまご	全区域	(略)		
	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)
おいかわ	全区域	(略)	(略)	(略)

2 (略)

3 第5条にもとづく釣大会等における大会遊漁料は本条前2項の規

2項の規定にかかわらず次のとおりとする。

(表略)

(遊漁証に関する事項)

第7条 組合は第6条の遊漁料の納付を受けたときは別記様式(1)-1の遊漁証を遊漁者に交付するものとする。ただし、特別区においては、別記様式(1)-2の特別区遊漁証を遊漁者に交付するものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命じ、また以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

別記

(様式(1)-1) 遊漁証

NO	遊 漁 証	注意事項
	下記のとおり遊漁を証認します。	
遊漁者		1、遊漁をする者は本証を携帯すること
住所		2、本証は他人に貸与・譲渡してはならない
氏名	年齢	ない
		3、漁場監視員の要求があったときは本証を提示すること
証認期間	平成 年 月 日	平成 年 月 日

定にかかわらず次のとおりとする。

(表略)

(遊漁証に関する事項)

第7条 組合は第2条の遊漁料の納付を受けたときは別記様式(1)の遊漁証を遊漁者に交付するものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命じ、また以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

別記

(様式1) 遊魚証

NO	遊 魚 証	注意事項
	下記のとおり遊漁を証認します。	
遊魚者		1、遊魚をする者は本証を携帯すること
住所		2、本証は他人に貸与・譲渡してはならない
氏名	年齢	ない
		3、漁場監視員の要求があったときは本証を提示すること
証認期間	平成 年 月 日	平成 年 月 日

魚 種

漁具・漁法

遊漁区域 内共第20号の区域（特別区を除く。）

遊漁料 発行者 太田川漁業協同組合

漁 種

漁具・漁法

遊漁区域 内共第20号の区域

遊漁料 発行者 太田川漁業協同組合

(様式(1)-2) 特別区遊漁証

特別区遊漁証 NO _____

平成 年 月 日 遊漁料 3,500円

- 1、遊漁する者は本証を携帯すること
- 2、本証は他人に貸与・譲渡してはならない
- 3、漁場監視員の要求があったときは本証を提示すること

発行者 太田川漁業協同組合

(追加)